

平成29年度第4回多良木町議会(12月定例会議)

| | | | | | | |
|-----------------------------|-------------|-----------|---------------|------------|-----|-----------|
| 招 集 年 月 日 | 平成29年12月 5日 | | | | | |
| 招 集 の 場 所 | 多良木町議会議場 | | | | | |
| 議 会 日 時 及 び | 開 | 議 | 平成29年12月 5日 | 午前 10時 00分 | | |
| 開 閉 宣 告 | 散 | 会 | 平成29年12月 5日 | 午前 11時 38分 | | |
| | 議 席 番 号 | 出 欠 | 氏 名 | 議 席 番 号 | 出 欠 | 氏 名 |
| 応 招 (不 応 招) | 1 | ○ | 村 山 昇 | 7 | ○ | 高 橋 裕 子 |
| 議 員 及 び 出 席 | 2 | ○ | 林 田 俊 策 | 8 | ○ | 源 嶋 た ま み |
| 欠 席 議 員 | 3 | ○ | 中 村 正 徳 | 9 | ○ | 久 保 田 武 治 |
| ○ 出 席 | 4 | ○ | 瀬 崎 哲 弘 | 10 | ○ | 宇 佐 信 行 |
| × 欠 席 | 5 | ○ | 山 中 馨 | 11 | ○ | 豊 永 好 人 |
| △ 不 応 招 | 6 | ○ | 魚 住 憲 一 | 12 | ○ | 坂 口 幸 法 |
| 会 議 録 署 名 議 員 | 4 番 | | 瀬 崎 哲 弘 | 11 番 | | 豊 永 好 人 |
| 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 | 事 務 局 長 | | 仲 川 広 人 | 議 事 参 事 | | 執 柄 由 美 |
| | 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 | | |
| 説 明 の た め 出 席 | 町 長 | 吉 瀬 浩 一 郎 | 教 育 振 興 課 長 | 大 石 浩 文 | | |
| し た 者 の 職 氏 名 | 副 町 長 | 島 田 保 信 | 教 育 振 興 課 | 大 森 博 範 | | |
| | 教 育 長 | 佐 藤 邦 壽 | 健 康 ・ 保 険 課 長 | 東 健 一 郎 | | |
| | 会 計 管 理 者 | 前 田 和 博 | 健 康 ・ 保 険 課 | 恒 松 つ ぐ み | | |
| | 総 務 課 長 | 松 本 和 則 | 町 民 福 祉 課 長 | 今 井 一 久 | | |
| | 総 務 課 主 幹 | 黒 木 庄 一 朗 | 町 民 福 祉 課 | 長 田 憲 士 | | |
| | 企 画 観 光 課 長 | 岡 本 雅 博 | 子 ども 対 策 課 長 | 白 濱 ゆ り こ | | |
| | 企 画 観 光 課 | 魚 住 雅 彦 | 子 ども 対 策 課 | 吉 地 美 紀 | | |
| | 税 務 課 長 | 平 川 博 | 環 境 整 備 課 長 | 小 林 昭 洋 | | |
| | 税 務 課 | 木 下 孝 二 | 環 境 整 備 課 | 新 堀 英 治 | | |
| | 農 委 事 務 局 長 | 川 越 恭 子 | 農 林 課 長 | 久 保 日 出 信 | | |
| | 会 計 室 | 上 村 由 美 子 | 農 林 課 | 赤 川 和 幸 | | |

会 議 に 付 し た 事 件

| | |
|--------|--|
| 報告第12号 | 平成29年度多良木町一般会計補正予算（第4号） |
| 議案第26号 | 財産の無償貸付について |
| 議案第27号 | 多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 議案第28号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 議案第29号 | 多良木町営住宅条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 議案第30号 | 平成29年度多良木町一般会計補正予算（第5号） |
| 議案第31号 | 平成29年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号） |
| 議案第32号 | 平成29年度久米財産区特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第33号 | 平成29年度多良木町上水道事業会計補正予算（第1号） |
| 議案第34号 | 平成29年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第35号 | 平成29年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第3号） |

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(村山 昇君) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

ただいまから、平成 29 年度第 4 回多良木町議会(12 月定例会議)を開きます。

これから、本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告を求めます。

3 番中村正徳君。

○3 番(中村正徳君) 改めましておはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

平成 29 年 11 月 28 日及び本日、12 月 5 日委員会室におきまして、議会運営委員会を開催し、付議事件について執行部の説明を求め、平成 29 年度第 4 回多良木町議会(12 月定例会議)の会期、議事日程及び議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項等について審議をいたしました。

会議日程につきましては、本日 12 月 5 日から 12 月 14 日までとし、議事日程につきましては、議事日程及び議事日程表のとおりといたします。

本日、日程第 4、報告第 12 号について報告を受けることといたします。日程第 5、議案第 26 号から日程第 14、議案第 35 号につきましては、本日説明のみとし、12 月 11 日に審議・採決をお願いいたします。

なお、本日の議案説明終了後と 12 月 6 日、7 日は各常任委員会を開催し、12 月 8 日は全員協議会を開催いたします。

11 日の議案審議・採決の後、引き続き一般質問を行います。今回、9 名の方より通告がっております。お手元に配付のと通りの順番で行います。

請願・陳情につきましては、今回 2 件の提出がっております。1 件はお手元に配付してあります要望文書表のとおり、厚生環境文教常任委員会へ付託、1 件は議員配付といたしました。

14 日の議会最終日は、一般質問の終了後、日程第 2、発議第 2 号について審議・採決をお願いいたします。

以上、慎重審議をいたしましたので報告をいたします。

なお、詳細について不明な点は、私か議会事務局長にお尋ねください。

以上で報告を終わります。

○議長(村山 昇君) それでは、会議日程及び議事日程につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおりとし、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、お手元に配付しておきました日程表のとおり議事を進めてまいります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

○議長(村山 昇君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、4 番瀬崎哲弘君、11 番豊永好人君の両名を指名いたします。

日程第 2 「諸般の報告及び行政報告について」

○議長(村山 昇君) 次に、日程第 2、諸般の報告及び行政報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しております A4 判の報告用紙両面のとおりでございます。詳細については後でお尋ねになれば説明をいたします。私からの報告は以上で終

わります。

なお、お手元に配付しておりますとおり多良木町監査委員から地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、平成 29 年度 8 月分、9 月分、10 月分の例月出納検査の結果報告書、公の施設の指定管理者の監査結果及び平成 29 年度定期監査の結果に関する報告書が議会に提出されておりますので、報告いたします。

次に、一部事務組合の報告をお願いいたします。

公立多良木病院企業団 4 番瀬崎哲弘君。

○4 番（瀬崎哲弘君） ご報告させていただきます。平成 29 年第 4 回球磨郡公立多良木病院企業団議会臨時会報告です。

去る 10 月 6 日に第 4 回臨時会が開催され、議案 2 件が上程されました。

議案第 12 号、球磨郡公立多良木病院企業団医師修学奨学金貸与条例の制定について、企業団に勤務する意思のある医学生に対し、修学資金を貸し付けることにより医師を確保し、将来の地域医療を充実させるために条例を制定するものでした。

議案第 13 号、平成 29 年度企業団会計補正予算（第 2 号）では、資本的支出の建設改良費について、高周波手術装置、解析機能付心電計、リハビリシステム端末などで総額 1,498 万 6,000 円の増額補正するものでした。

議案につきまして慎重に審議いたしました結果、いずれも妥当と認め、全員一致で原案どおり可決いたしました。

補足ながら、昨日、定例議会が 12 月 4 日行われまして、いろんな審議がありましたけど、その件については次回報告いたしますが、皆様方にぜひお知りおきいただきたいものがありまして、実は先ほど議案第 12 号に医師の修学資金ということで決まりましたが、実は、もともと公立病院の中には、医療技術員ということで看護師、例えば、管理栄養士、それとか歯科技工士とか、いろんな各放射線とかあるんですが、そういう技能の技術員に対しての修学援助金という制度がありました。

なかなか今まで利用する機会がなかったということで、それは皆さま方に周知する機会が少なかったものだと思うんですが、例えば看護師に対しても、鹿児島までわざわざ学校に行って、どこかの病院の所属しながら行くという制度が実は多良木公立病院企業団にもありました。最高で 5 万円ぐらい毎月出ていくわけです。

将来的にも、そこで目的としては公立病院に来ていただいて仕事をしていただくということが条件になっています。

そういうことでいろんな対応がありますので、皆さん方の中で、今後、お知り合いの方があつたり住民の方にはそういうことを知っていただいて、ただ、無制限に人を雇い入れるという貸与制度をするわけではございません。数名ということでございますので、修学期間中は資金が最高で 5 万円まで毎月出るということをお知りおきいただきたいと思います。

以上、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告といたします。

終わります。

○議長（村山 昇君） 次に、人吉球磨広域行政組合、8 番源嶋たまみさん。

○8 番（源嶋たまみさん） おはようございます。人吉球磨広域行政組合議会の報告をさせていただきます。

平成 29 年第 4 回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、11 月 24 日午前 10 時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第 1、会議録署名議員の指名では、21 番森田俊介議員（山江村）と 22 番黒川麻里子議員（五木村）が指名されました。

日程第 2、会期の決定については、11 月 24 日開会、11 月 25 日から 12 月 21 日までを休会とし、12 月 22 日までとすることに決定しました。

日程第 3、行政報告があり、理事会代表理事から 8 月の平成 28 年第 3 回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第 4、認定第 1 号から日程第 6、認定第 3 号までの一般会計及び特別会計 3 件の平成 28 年度歳入歳出決算認定については、平成 28 年度決算特別委員会委員長 24 番嶽本孝司議員（球磨村）から審議結果についての委員長報告があり、質疑、採決の結果、委員長の報告どおり、全員異議なく原案のとおり認定することに決定しました。

日程第 7、議案第 17 号、平成 29 年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算、日程第 8、議案第 18 号、平成 29 年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算、日程第 9、議案第 19 号、平成 29 年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の補正、日程第 10、議案第 20 号、人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 11、議案第 21 号、人吉球磨広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 12、議案第 22 号、人吉球磨広域行政組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についての 6 議案を一括し、執行部の提案理由の説明後、日程第 12、議案第 22 号を除く 5 議案について補足説明を受け、日程を変更し、条例案件から先に、議案ごとに質疑、採決を行い、議案第 17 号から議案第 21 号の 5 議案については、原案のとおり可決し、1 日目は散会となりました。

以上、平成 29 年第 4 回人吉球磨広域行政組合定例会の会議結果についてご報告いたします。

なお、ご不明の点がありましたら広域行政組合議員の中村議員、高橋議員、私と 3 名が広域行政組合の議員ですので、説明ができますので、ご不明な点がありましたらこの 3 名に質問をさせていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（村山 昇君）次に、上球磨消防組合 5 番山中馨君。

○5 番（山中 馨君）おはようございます。平成 29 年第 2 回上球磨消防組合議会定例会の報告をいたします。

平成 29 年 12 月 4 日午前 10 時より上球磨消防署内で行っております。

日程第 1、会議録署名議員の指名は、2 番の金子議員、3 番の山中に指名されました。

日程第 2、会期の決定は 12 月 4 日、1 日限りといたしました。

日程第 3、報告第 1 号、平成 28 年度上球磨消防組合繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第 4、承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 28 年度上球磨消防組合一般会計補正予算（第 5 号）、日程第 5、承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 29 年度上球磨消防組合一般会計補正予算（第 1 号）、日程第 6、承認第 4 号、専決処分の承認を求めることについて、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更、日程第 7、承認第 1 号、平成 28 年度上球磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、日程第 8、議案第 5 号、上球磨消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、日程第 9、議案第 6 号、上球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第 10、議案第 7 号、平成 29 年度上球磨消防組合一般会計補正予算（第 2 号）について、日程第 11、一般質問、今回はあさぎり町の橋本議員から質問が出ております。

なお、詳細については、私か宇佐議員の方に後ほどお尋ねいただければ説明をいたします。終わります。

○議長（村山 昇君）これで諸般の報告を終わります。

町長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許可します。

町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬浩一郎君）それでは改めましておはようございます。私の行政報告につきまして

は、お手元に行政報告の主なものにつきまして、9月から11月まで上げさせていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で行政報告に代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（村山 昇君） 次に、教育長から行政報告の申し出があつておりますが、お手元に配付しておりますA4判の報告用紙のとおりということでございます。

詳細については、後でお尋ねになれば説明いたしますということでございます。

これで行政報告を終わります。

日程第3 「請願・陳情について」

○議長（村山 昇君） 次に、日程第3、請願・陳情につきましては、お手元に配付の要望文書表のとおりでございます。

多良木町議会会議規則第91条及び94条の規定により、受理番号5、排水対策における排水路整備実施要望については、厚生環境文教常任委員会へ付託いたしました。

なお、受付番号345、若い人も高齢者も安心できる年金制度を国の責任で創設するための意見書の要請については議員配付といたしましたので報告いたします。

それでは、ここで町長の提案理由の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬浩一郎君） それでは、平成29年度第4回多良木町議会（12月定例会議）の提案理由をご説明いたします。

まず報告第12号、専決処分第3号でございますが、平成29年9月28日に衆議院が解散いたしましたして、同年、10月22日に第48回衆議院議員総選挙が執行されております。

それに伴う歳入歳出予算を補正する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第6項の規定によりまして、平成29年度多良木町一般会計補正予算（第4号）として専決処分をさせていただきました。

審議をお願いいたしますのは、議決を要する案件といたしまして、議案第26号、財産の無償貸与については平成30年度より町立保育所の運営を社会福祉協議会に移管することとなりましたので、それに伴います土地と建物の無償貸付けをご提案させていただくものです。

議案第27号は多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等条例の一部を改正する条例を定めることについて、また、議案第28号は職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、議案第29号は多良木町営住宅条例の一部を改正する条例を定めることについてご審議いただくものです。

次に、今回の補正予算といたしましては、一般会計補正予算（第5号）ほか国民健康保険特別会計を含みます特別会計の補正予算が5件となっております。

以上、10件のご審議をお願いするものです。

詳細につきましては、担当課長よりご説明をいたしますので、全議案ともご可決いただきますようにどうぞよろしくお願い申し上げまして、私からの提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（村山 昇君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

これから、専決処分の報告を行います。

日程第4 「報告第12号」 平成29年度多良木町一般会計補正予算（第4号）

○議長（村山 昇君） それでは日程第 4、報告第 12 号、平成 29 年度多良木町一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

報告を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本和則君） おはようございます。報告第 12 号、専決処分の報告について説明を申し上げます。

地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定により専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次のページに専決処分書の写しを添付しております。

専決処分第 3 号、1、専決処分した事件、平成 29 年度多良木町一般会計補正予算（第 4 号）でございます。

2、専決処分の理由につきましては、先ほど町長が提案理由の説明で申しましたので省略をいたします。

専決の処分日は本年 9 月 29 日でございます。

次に、専決処分した一般会計補正予算（第 4 号）を付けておりますので、お聞きお願いいたします。

第 1 条でございますが、衆議院議員選挙執行のための必要な予算といたしまして、既定の予算の総額に 850 万円を追加したものでございます。

事項別明細書にて説明をいたします。8 ページをお願いいたします。歳入でございますけれども、今回、選挙執行の経費の財源といたしまして、款の 13、国庫支出金、委託金、目が総務費国庫委託金でございますけれども 850 万円を計上したものでございます。

9 ページをお願いいたします。歳出です。選挙費の目が衆議院議員選挙費、節の 1、報酬といたしまして選挙管理委員会、また期日前投票管理者また投票立会人の報酬と日額報酬につきまして合計 89 万円を計上いたしました。

節の 3、職員手当等でございますけれども管理職員特別勤務手当として 14 人分、超過勤務手当といたしまして投開票の事務に係るものまた選挙管理委員会事務局に係るものを合わせまして 401 万 4,000 円計上いたしました。

7 の賃金です。事務補助賃金、選挙公報配布の賃金合わせまして 62 万 6,000 円です。

旅費といたしまして 7 万 3,000 円計上いたしました。

11 の需用費です。消耗品、印刷製本費、修繕料と各選挙事務に必要な事務用品、また入場券等の印刷物、投票用紙の計数機等の修繕などを合わせて 72 万 7,000 円計上いたしました。

あと役務費です。通信運搬費、入場券の郵送料など広告料、手数料合わせまして 71 万 9,000 円計上いたしました。

10 ページをお願いいたします。委託料です。ポスター掲示場の設置委託料 130 万円ですけれども 75 箇所分でございます。

あと投票用具の集配業務委託料につきましてはシルバー人材センターの方に依頼をしております。3 万円でございます。

節の 14、使用料及び賃借料ですけれども臨時電灯の借上料、また各公民館等の投票場の借上料といたしまして合計で 12 万 1,000 円計上をいたしました。

11 ページからが職員の給与費明細書でございます。

以上で説明終わります。

○議長（村山 昇君） 報告が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山 昇君） 質疑なしと認めます。

これで報告第 12 号、平成 29 年度多良木町一般会計補正予算（第 4 号）の報告を終わります。

す。

以上で、専決処分の報告が終わりました。

これから上程します日程第 5、議案第 26 号から日程第 14、議案第 35 号までの議案については、本日は説明のみを行っていただき、7 日目の 12 月 11 日に審議・採決をお願いしたいと思います。

日程第 5 「議案第 26 号」 財産の無償貸付について

○議長（村山 昇君） それでは、日程第 5、議案第 26 号、財産の無償貸付について説明を求めます。

白濱子ども対策課長。

○子ども対策課長（白濱ゆりこさん） おはようございます。議案第 26 号、財産の無償貸付についてご説明申し上げます。

町有財産を次のように無償で貸し付けることとするものでございます。

貸付する財産は土地と建物で、土地に関しましては、以下の表の 1 が第 1 保育所に伴うものでございます。

所在地は多良木町大字多良木字下迫田 917 番、921 番 1、922 番 1、面積が 1,912 平方メートルでございます。

表の 2 は、第 3 保育所に伴うもので、所在地は多良木町大字久米字天神原 110 番 2、面積は 3,510 平方メートルでございます。

また、建物につきましては、所在地はいずれも土地と同様で、上段の第 1 保育所が建物構造及び床面積につきまして、鉄筋コンクリート造平屋建 698.60 平方メートル、付属物としまして、遊具倉庫、車庫となっております。

第 3 保育所につきましては、木造瓦葺平屋建 491.15 平方メートル、付属物として遊具倉庫、自転車置場となっております。

貸付の相手方は、氏名、社会福祉法人多良木町社会福祉協議会 会長吉瀬浩一郎、住所、熊本県球磨郡多良木町大字多良木 1571 番地、貸付の目的ですが、平成 30 年 4 月 1 日より町立保育所の運営を多良木町社会福祉協議会に移管するため、町立保育所に関する土地及び建物を上記相手方に無償で貸し付けることにより、移管後の運営を円滑に行い、良質な保育事業を確保することを目的といたします。

貸付期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 40 年 3 月 31 日までといたします。

提案理由といたしまして、町有財産を無償で貸し付けるには、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

以上で、説明終わります。

日程第 6 「議案第 27 号」 多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付採用職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（村山 昇君） 次に、日程第 6、議案第 27 号、多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付採用職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

松本総務課長。

○総務課長（松本和則君） 議案第 27 号について説明を申し上げます。多良木町一般職の職員の

給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものでございます。

条例改正の概要でございますけれども、職員の給与改定等につきましては今年8月に人事院の勧告が、10月に熊本県人事委員会の勧告がなされました。

本町におきましては、熊本県人事委員会の勧告に準じて改正を行うものでございます。

平成29年の給与改定でございますけれどもまず一つ、給料表の改定でございます。二つ目に、一般職再任用職員、特定任期付職員の期末勤勉手当の支給割合の改定でございます。

新旧対照表で説明を申し上げますので、新旧対照表をお願いいたします。改正案の第1条関係ということで括弧書きをしてある部分です。一般職の給与条例の改正になります。

第20条、勤勉手当の支給割合をすいませんで下線を引いてある部分が改正の部分でございます。勤勉手当の支給割合を100分の80から100分の100へ、再任用職員につきましては100分の37.5から100分の47.5へ引き上げる改定でございます。

次に、別表第1の給料表につきまして、若年層に重点を置いた改定となっております。初任給を2500円、若年層についても同じ程度引き上げまして、その他は800円引き上げを基本とした給料表となっております。

附則といたしまして、給料表については平成29年4月1日から適用し、勤勉手当の改正につきましては12月支給分の適用となります。

給料表がずっと来まして、給料表がありました次のページをお願いいたします。改正案の括弧で第2条関係とある部分でございます。これは特定任期付職員の給与条例の改正となります。

第5条、期末手当の支給割合を100分の157.5から100分の172.5へ引き上げ、別表の給料表につきましては、1号給と2号給を2,000円引き上げるものでございます。

附則といたしまして、一般職と同じく給料表につきましては本年4月1日から適用し、期末手当につきましては12月支給分の適用となります。

次のページでございます。改正案の第3条関係です。一般職の給与条例の改正でございます。これは平成30年4月1日からの施行となっております。

第20条、勤勉手当の支給率100分の100を100分の90に、再任用職員については100分の47.5を100分の42.5に改定するものでございます。

いっけん下がったように見えますけれども、平成29年度分におきましては勤勉手当の支給率引き上げを12月支給分で調整をいたしますが、今回、引上げ改定を平成30年からは6月及び12月支給分にそれぞれ反映をさせるものでございます。

次のページをお願いいたします。改正案の第4条関係でございます。特定任期付職員の給与条例の改正です。一般職と同じく平成30年4月1日からの施行となっております。

第5条、期末手当の支給率100分の172.5を100分の165に改定するものでございます。一般職と同じく平成29年度分につきましては、期末手当支給率の引上げ改定を12月支給分で調整いたしますが、平成30年からは6月及び12月支給分にそれぞれ反映させるものでございます。

以上で説明終わります。

日程第7 「議案第28号」 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（村山 昇君）次に、日程第7、議案第28号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

松本総務課長。

○**総務課長（松本和則君）** 議案第 28 号について説明を申し上げます。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものでございます。

条例改正の概要でございますけれども、今回の条例改正は雇用保険法等の一部を改正する法律におきまして育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されましたことに伴いまして、本町の条例を改正するものでございます。働きながら育児がしやすい環境整備を進めるものでございます。

内容は非常勤職員の育児休業につきまして、特に必要と認められる場合には養育する子が 2 歳に達する日までの休業を可能にする改正でございます。

新旧対照表で説明をいたしますので、新旧対照表をお願いいたします。下線の引いてある箇所が改正部分でございます。

第 2 条、ここは育児休業をすることができない職員の規定でございます。非常勤職員の育児休業につきましては、在職期間、雇用継続の見込み、勤務日数に係る要件を満たす職員が対象となります。

この中で第 3 号、ア（イ）の改正は、雇用継続の見込みの要件につきまして、第 2 条の 4、特に必要と認められる規定、第 2 条の 4、今回、新たに追加した部分でございますけれども、特に必要と認められる規定に該当する場合には、養育する子が 2 歳に達する日までとするものでございます。

第 2 条の 4 をお願いします。次のページです。育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合ということで養育する子が 2 歳に達する日まで育児休業ができる特に必要と認められる場合の規定を新設したものでございます。

内容は 1 歳 6 か月から 2 歳に達するまでの子を養育するために、1 歳 6 か月到達日の翌日を育児休業期間の初日とする育児休業をする場合で、この新設しました第 1 号、第 2 号いずれにも該当するときとする改正でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明終わります。

日程第 8 「議案第 29 号」 多良木町営住宅条例の一部を改正する条例を定めることについて

○**議長（村山 昇君）** 次に、日程第 8、議案第 29 号、多良木町営住宅条例の一部を改正する条例を定めることについて説明を求めます。

小林環境整備課長。

○**環境整備課長（小林昭洋君）** 議案第 29 号、多良木町営住宅条例の一部を改正する条例を定めることについてご説明申し上げます。

多良木町営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするということで、主に、今回は空き家解体に伴う、戸数の変更でございます。

それでは、次のページの新旧対照表により説明申し上げます。多良木町営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表ということで、左側が改正後でございます。右側が改正前でございます。

第 9 条と附則につきましては、アンダーラインが引いてありますとおり字句の訂正のみでございます。

中より下段の方に別表第 3 条関係でございますが、二つの町営住宅がございます。口の坪団地、小田団地でございます。

まず口の坪団地の 2 段目でございますが、昭和 36 年建設によります戸数を 3 戸から 2 戸

へと1戸減でございます。

続きまして、小田団地でございますが、1段目の昭和43年建設分でございますが、12戸から8戸、4戸減でございます。

以上で、説明終わります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

日程第9 「議案第30号」 平成29年度多良木町一般会計補正予算（第5号）

○議長（村山 昇君）次に、日程第9、議案第30号、平成29年度多良木町一般会計補正予算（第5号）について説明を求めます。

松本総務課長。

○総務課長（松本和則君）議案第30号について説明を申し上げます。平成29年度多良木町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,748万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億177万6,000円とするものでございます。

事項別明細書で説明をいたしますので、8ページをお願いいたします。歳入でございます。主なものを申し上げます。款の9、地方交付税の普通交付税でございますけれども、今回、補正予算の調整財源といたしまして3,813万6,000円を計上しております。

款の13、国庫支出金、項1、国庫負担金、目が民生費国庫負担金です。

節の2、児童福祉費負担金194万円の増でございますけれども、教育・保育給付費負担金につきまして、各保育園、認定こども園の入所児童数の増加減少などによりまして、増額、減額をするものでございます。

9ページの県負担金についても同様でございます。

節の4、障害者福祉費負担金、障害者自立支援給付費負担金1,027万8,000円の減額でございます。本年度実績及び今後の見込みを推計いたしまして減額をしたものでございます。

9ページの県負担金についてもこれも同様でございます。

国庫支出金の項2、国庫補助金、目1、総務費国庫補助金です。公衆無線LAN環境整備支援事業費補助金427万7,000円の減額です。公衆無線LAN整備につきましては、庁舎内を熊本県市町村振興協会の交付金を活用して、また、災害時の避難所につきましては、総務省の補助事業を活用して行う予定でありましたが、保守料、利用料などランニングコストにつきまして再検討しました結果、庁舎内無線LAN整備に一本化した方が補助事業を活用するよりも大幅に費用の削減ができるために、今回減額をするものでございます。

目の2、民生費国庫補助金です。節1、障害者福祉費補助金、臨時福祉給付金616万5,000円の減額でございます。本年度の実績及び今後の見込みを推計しまして減額をしたものでございます。

節の2、児童福祉費補助金、説明欄が子ども・子育て支援交付金217万5,000円でございますけれども、学童クラブに係る分でございますして補助基準額の増額また、補助事業の新設による増額ということでございます。

9ページの県補助金、放課後児童健全育成事業217万5,000円についても同様でございます。

9ページをお願いいたします。国庫支出金の項3、委託金、目2、民生費国庫委託金です。

国民年金事務委託金103万8,000円、国民年金システム改修に伴う増額の補正でございます。歳出の方でシステム改修委託料を計上しております。全額国庫対象でございます。

9ページの一番下から10ページにかけてです。款14、県支出金、項2、県補助金、目4、農林水産業費県補助金です。節の1、農業費県補助金ということで、多面的機能支払事業推進事業費県補助金99万7,000円の減額です。交付決定による減額となっております。

10 ページをお願いします。攻めの園芸生産対策事業費県補助金 199 万 8,000 円、単棟ハウス導入事業ということで 20 棟導入の予定です。県の補助が 30 パーセントの補助率となっております。

節の 3、林業費県補助金、森林・林業・木材産業基盤整備事業費県補助金 250 万円の増です。すいません。林道槻木南線舗装補修工事に係る補助でございます。補助率が 50 パーセントです。

目の 8、土木費県補助金、節 1、住宅費県補助金でございますけども、がけ地近接等危険住宅移転事業費県補助金 63 万 7,000 円、土砂災害危険住宅移転促進事業費県補助金 300 万円、事業の申請が 1 件出ましたことによります補助でございます。

款 15、財産収入、項の 2、財産売払収入、目 1、不動産売払収入の説明欄です。町有林立木売払収入 1,159 万 9,000 円でございますけども、平成 28 年度の主伐地域でありました千里内の市場出荷が平成 29 年度までにかかわってきたこと、また、平成 29 年度の主伐地といたしまして鶴羽山、林尾地区が見込まれますので、今回の増額補正でございます。

11 ページをお願いいたします。款の 16、寄附金、目 2、指定寄附金でございますけれども、今回、多良木町ふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税でございますけども、412 万円増額の補正をさせていただいております。12 月 1 日現在で 1,366 万 7,000 円の申し込みがっております。昨年同期は 508 万円ございました。

款の 18、繰越金 4,884 万 5,000 円、地方交付税と同様、今回の補正の調整財源として計上をしております。

款の 19、諸収入、項 3、受託事業収入、目 5、造林受託事業収入の説明欄、森林総合研究所造林受託事業収入 400 万円でございますけども、萩の尾団地の作業道新設の受託事業収入となっております。

12 ページお願いいたします。12 ページからが歳出でございます。全体的には今回の給与改定に伴いまして、先ほど条例改正案で説明いたしましたとおり、給料、職員手当の件費について補正を行っております。

主なものを説明いたします。款の 2、総務費、項 1、総務管理費です。目 8、電算管理費、節の 13、委託料 166 万 7,000 円増額、節の 15、工事請負費 641 万 6,000 円減額です。

先ほど歳入で説明申しました公衆無線 LAN 整備につきましては、庁舎内を市町村振興協会の交付金活用、災害時の避難所につきましては総務省の補助事業を活用して行う予定でありましたが、保守料、利用料などのランニングコストを含めまして再検討した結果、庁舎内無線整備に一本化した方が補助事業活用よりも大幅に費用が削減できるということで今回減額をしたものでございます。

目の 9、企画費、節 19、負担金補助及び交付金の負担金、人吉球磨スマートインターチェンジ整備促進協議会 1,088 万 2,000 円を今回計上しております。管内 10 市町村 12 月補正での計上となっております。多良木町の負担率が 17.2 パーセントでございます。

次の補助金、地方バス路線維持費補助 73 万 7,000 円です。今回、地方バス路線維持費の補助金交付申請額といたしまして 1,956 万 8,000 円申請がっております。当初予算で 1,883 万 1,000 円でしたので差額を今回補正させていただきました。

目の 10、まちづくり推進事業費、節 8、報償費、古民家活用調査謝礼 66 万 2,000 円でございますけども、空き家活用事業を実施するための調査に伴う旅費を含めました謝礼でございます。一般社団法人 N O T E の事業開発室長をお願いをするものでございます。

節の 12、役務費の通信運搬費、節の 13 の委託料、ふるさと納税推進事業委託料につきましては、今回、ふるさと納税ポータルサイトをあと 1 件追加予定としておりますので、役務費、委託料、今回増額補正をさせていただくものでございます。

16 ページをお願いいたします。款の 3、民生費、社会福祉費の目 1、社会福祉総務費、節

の23、償還金利息及び割引料で国県補助金等返納金 369 万円計上しております。

平成 27 年度及び平成 28 年度の臨時福祉給付金事業の補助金確定に伴います精算でございます。

以下、民生費に計上しております国県補助金等返納金につきましては、それぞれの事業におきまして国・県の負担金また補助金が確定したことに伴いまして精算するものでございます。

目の4、障害者福祉費、節20、扶助費 1,863 万 8,000 円の減額です。この障害者福祉費のそれぞれの事業の現在までの実績、また今後の見込みによりまして増減をしております。

17 ページをお願いいたします。目の9、ふれあい交流センター管理費、需用費の光熱水費 222 万 2,000 円でございますけれども、えびすの湯の電気料が不足する見込みでありまして増額をするものでございます。

18 ページをお願いいたします。項の2、児童福祉費、目1、児童福祉総務費、節13、委託料、放課後児童対策委託料 654 万 4,000 円でございますけれども、歳入の方でも説明しました学童クラブの本町4施設に係る分です。補助基準額の増及び補助事業の新設による増額ということでございます。

目の2、児童措置費、節19、負担金補助及び交付金、教育・保育給付費でございますけれども、各保育園、認定こども園への入所児童数の増加、減少、またあの処遇改善等加算率の引き上げなどに伴いまして補正するものでございます。

目の4、保育所費、節11、需用費の修繕料です。158 万 1,000 円です。第3保育所の体育倉庫、砂場屋根等の修繕でございます。

20 ページをお願いいたします。款の6、農林水産業費、項1、農業費、目の3、農業振興費です。節19、負担金補助及び交付金の補助金です。249 万円攻めの園芸生産対策事業補助ということで、単棟、歳入の方でも説明いたしましたとおり単棟ハウス 20 棟分の導入補助でございます。事業主体は球磨地域単棟ハウス組合でございます。

目の8、地産地消推進事業費、節の8、報償費 186 万円ふるさと納税の予定増に伴います返礼品でございます。

目の6、堆肥センター管理費、節11、需用費、修繕料 52 万 6,000 円ショベルローダーの修繕です。

21 ページをお願いいたします。項2、林業費、目の3、造林費、節12、役務費の手数料 175 万 2,000 円市場手数料ほかでございます。

節の13、委託料、伐木造材搬出事業委託料 949 万 8,000 円ということで、歳入のところでも説明いたしましたとおり、平成 28 年度主伐の千里内の市場出荷が平成 29 年度までかかりまして、また、平成 29 年度主伐の鶴羽山、林尾分の予算不足が予想されるために補正するものでございます。

目の4、森林総合研究所分収造林受託事業費、節13、委託料 400 万円です。歳入でも説明しましたが複層林誘導伐事業委託料ということで、萩の尾団地の作業道新設延長が 540 メートル分でございます。

目の5、林道費、節15、工事請負費 650 万円です。林道槻木南線舗装補修工事で工事延長が 140 メートルでございます。単県の補助 50 パーセントでございます。

22 ページをお願いいたします。款の7、商工費、目2、商工業振興費でございますけれども、節19、負担金補助及び交付金の補助金です。住宅リフォーム補助として 300 万円計上しております。

本年度から2回目の申請も可能となりましたこともありまして予算不足に、予算額に不足が生じているために補正するものでございます。

次の空き家・空き店舗等活用事業補助金 100 万円でございますけれども、国道沿いの空き店

舗を活用して居酒屋を開業予定ということで1件の申請があつているところでございます。

23 ページをお願いします。款の 8、土木費、項 1、土木管理費、目 1、土木総務費です。節 19、負担金補助及び交付金の補助金の説明欄でございますけれども、歳入でも説明いたしましたこのがけ地近接等危険住宅移転事業補助また、土砂災害危険住宅移転促進事業補助につきまして、1件の事業申請があつているために補助するものでございます。

土木費の項 4、住宅費、目 1、住宅管理費です。節の 11、需要費の修繕料 168 万 9,000 円でございますけれども、町営住宅の小規模修繕の増また、町営住宅 9 団地分の駐車場の区画線の修繕でございます。

24 ページをお願いいたします。款の 9、消防費、目 3、消防施設費です。節の 11、需用費の修繕料でございますけれども 64 万 1,000 円鶴羽地区の防火水槽の防水修繕でございます。

25 ページをお願いいたします。款の 10、教育費、項の 4、社会教育費、目 1、社会教育総務費です。節の 19、負担金補助及び交付金の補助金です。多良木町青年団の全国大会出場に伴う補助で 15 万 2,000 円、歴史文化遺産保存整備等補助ということで久米熊野座神社が 16 万 4,000 円、諏訪神社が 7 万 3,000 円、合計 23 万 7,000 円です。

項の 5、保健体育費、目の 3、ファミリーパーク管理費、節 11、需用費の修繕料 63 万円です。遊具の修繕でございます。

26 ページをお願いいたします。款の 11、災害復旧費、目 1、公共土木施設災害復旧費、節 11、需用費の修繕料 50 万円準用河川赤松川の小規模災害復旧の修繕でございます。

28 ページが一般職の職員の給与費明細書でございます。補正後の予算は給料が 3 億 7,816 万 3,000 円で 168 万 9,000 円の増、職員手当が 2 億 7,290 万 8,000 円で 911 万 7,000 円増となっております。

29 ページの給料及び職員手当の増減額の明細をご覧ください。今回の給与改定による増加分といたしまして、給料が 168 万 9,000 円、期末勤勉手当及び退職手当が 739 万 3,000 円となっております。

これを補正前と補正後で比較しますと給料が 0.45 パーセント、職員手当が 2.8 パーセントの増、給料と職員手当を合わせた比較では 1.4 パーセントの増となっております。

以上で、説明を終わりますが、説明が不足する分につきましては各常任委員会等におきましてお尋ねをいただければと思います。

○議長（村山 昇君）ここで暫時休憩いたします。

（午前 11 時 3 分休憩）

（午前 11 時 13 分開議）

○議長（村山 昇君）休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長が公務のため、欠席をしております。

日程第 10 「議案第 31 号」 平成 29 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）

○議長（村山 昇君）次に、日程第 10、議案第 31 号、平成 29 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東健一郎君）それでは、議案第 31 号、平成 29 年度多良木町の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるものでございます。

ということで、歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条で規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,356 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

15億7,010万9,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、保険給付費の決算見込額が増加することが主な補正理由でございます。

説明の方は事項別明細書の方でさせていただきます。ということで、7ページの方をお願いいたします。まず歳入の方でございます。まず款の3、国庫支出金、項1、国庫負担金、目の1、療養給付費等負担金でございますが、補正額が870万7,000円でございます。これにつきましては、歳出の保険給付費の増加見込額に伴う増でございます。

続きまして、款の3、国庫支出金、項の2、国庫補助金、目の1、財政調整交付金でございますが、補正額が208万6,000円でございます。説明では普通調整交付金となっておりますが、これにつきましても保険給付費増加見込みに伴う増でございます。

続きまして、款の4、県支出金、項の2、県補助金、目の1、県財政調整交付金でございますが、補正額が208万6,000円でございます。これにつきましても保険給付費増加見込みに伴う増でございます。

続きまして、款の10、繰越金、項の1、繰越金、目の2、その他繰越金でございますが、補正額が484万円ということで、これにつきましては財源調整のための予算化でございます。

ちなみに補正後の予算化可能繰越金は7,737万2,000円となるところでございます。

続きまして、款の11、諸収入、項の3、雑入、目の2、一般被保険者第三者納付金でございますが、補正額が584万6,000円でございます。これにつきましては、交通事故等分で国民健康保険が立替えていたものでございます。その収入でございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出の方でございますが8ページでございます。まず、款の1、総務費、項の1、総務管理費、目の1、一般管理費でございます。節の13、委託料で補正額が38万4,000円でございます。第三者求償事務手数料ということで、これにつきましては国保連合会へ支払う手数料でございます。歳入の受領額の5パーセントを計上いたしております。

続きまして、款の2、保険給付費、項の1、療養諸費、目の1、一般被保険者療養給付費でございますが、節で負担金補助及び交付金でございますが、補正額が168万1,000円でございます。これにつきましては、決算見込みより歳出の増でございます。

続きまして、款の2、保険給付費、項の2、高額療養費、目の1、一般被保険者高額療養費でございますが、節の19、補正額が2,150万円でございます。これにつきましても決算見込みによる増でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

日程第11 「議案第32号」 平成29年度久米財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（村山 昇君）次に、日程第11、議案第32号、平成29年度久米財産区特別会計補正予算（第1号）について説明を求めます。

久保農林課長。

○農林課長（久保日出信君）議案第32号についてご説明申し上げます。平成29年度久米財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ153万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,136万3,000円とするものでございます。

今回の主な補正につきましては、28年度決算に伴います繰越金の確定によるものでございます。

5ページの事項別明細書をお開きいただきたいと思います。歳入でございます。項の2、

財産売払収入、目の2、物品売払収入でございます。補正額といたしまして1万2,000円を計上させてもらっております。当初予算の方には計上しておりませんが、今回、久米公民館の改築工事に伴いまして財産区事務所のキャビネット等の所有備品の一部をJAくまの方に売却をしたものでございます。

項1、繰越金でございます。繰越金でございますけれども、今回152万7,000円を増額させていただいております。平成28年度繰越金の確定によりまして、今回増額をお願いするものがございます。

次の6ページをお願いいたします。歳出でございます。項の管理費でございますけれども目の財産造成管理費で今回6,000円を増額の補正でございます。負担金補助及び交付金といたしまして、森林認証管理審査負担金でございます。森林認証の管理審査を年一回行っておりますけれども、この審査費用に不足が生じるということで今回増額をお願いするものがございます。

次に、積立金でございます。153万3,000円でございます。歳入合計の方から153万3,000円を基金の方に積み立てるものでございます。

これによりまして基金額につきましては、2,408万6,152円となるところでございます。以上、よろしく願い申し上げます。

日程第12 「議案第33号」 平成29年度多良木町上水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（村山 昇君）次に、日程第12、議案第33号、平成29年度多良木町上水道事業会計補正予算（第1号）について説明を求めます。

小林環境整備課長。

○環境整備課長（小林昭洋君）それでは議案第33号、平成29年度多良木町上水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条、平成29年度多良木町上水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるということで、まず第2条でございますが、こちらは収益的収入及び支出の説明でございます。

平成29年度多良木町上水道事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するということでございまして、収入につきましては補正はございませんが、下段の支出につきまして55万2,000円を増額補正するものでございます。

最後の第3条でございますが、こちらは議会の議決を経なければならない、流用することができない経費でございまして、予算第6条に定めた金額の経費を次のとおり補正するということで、職員給与費につきまして、先ほど申し上げました55万2,000円を補正するものでございます。

それでは、次に7ページをお願いいたします。7ページでございますが、平成29年度の上水道事業会計補正予算の説明書でございます。収益的収入及び支出の支出部門でございます。款項とも水道事業費用の営業費用でございます。目が総係費、補正額が55万2,000円でございます。いずれも給与改定及び職員の会計間異動によるものでございます。

節が給料1万4,000円職員給でございます。手当、期末勤勉手当21万9,000円、扶養手当23万4,000円、通勤手当1万8,000円、住居手当10万8,000円の減額でございます。賞与引当金繰入金3万8,000円、法定福利費、職員共済費でございます12万円、法定福利費引当繰入金1万1,000円。

最後に退職手当組合負担金6,000円というものでございます。

8ページ以降につきましては、給与明細書を付けております。

以上で説明終わります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

日程第 13 「議案第 34 号」 平成 29 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（ 2号）

○議長（村山 昇君）次に、日程第 13、議案第 34 号、平成 29 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について説明を求めます。

小林環境整備課長。

○環境整備課長（小林昭洋君）それでは議案第 34 号、平成 29 年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

平成 29 年度多良木町の下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるということで、第 1 条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 176 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 1,386 万 2,000 円とするものでございます。

今回の補正は、主に給与改定と修繕料の増額によるものでございます。

それでは 5 ページをお願いいたします。事項別明細のまず歳入でございますが、今回の補正財源は、款、項、目とも繰越金でございますして、繰越金の 176 万 5,000 円でございます。

それでは次のページをお願いいたします。こちらのページにつきましては、歳出でございます。款、下水道事業費、項、下水道事業費、目、下水道整備費、補正額 137 万 1,000 円でございます。給料、職員手当等、共済費については主に給与改定によるものでございます。

なお、修繕につきましては 120 万円を計上しておりますが、公共ますの設置に伴います増額でございます。

次の中ほどの款、下水道維持管理費、項、一般管理費、目の一般管理費でございますが、こちらにつきましても給与、職員手当等、共済につきましては給与改定によるものでございます。

報償費につきましては、接続時の受益者分担金の一括納付に対する報償金の増額でございます。

最後の下段の款、下水道維持管理費、項、維持費、目の公共下水維持管理費でございますが、補正額 23 万 3,000 円でございますが、こちらにつきましては流域下水道維持管理費の負担金でございます。精算確定に伴います増額分でございます。

なお、次のページからは給与費明細でございます。

以上で説明終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

日程第 14 「議案第 35 号」 平成 29 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（村山 昇君）次に、日程第 14、議案第 35 号、平成 29 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について説明を求めます。

東健康・保険課長。

○健康・保険課長（東健一郎君）それでは、議案第 35 号、平成 29 年度多良木町の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 584 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 4,754 万 2,000 円とするものでございます。

今回の補正につきましては、保険給付費等の決算見込額が増加あるいは減少することが主

な補正理由でございます。

説明につきましては、事項別明細書の方でさせていただきます。

5 ページをお開きください。まず歳入でございます。款の 3、国庫支出金、項の 1、国庫負担金、目の 1、介護給付費負担金ということで、補正額が 551 万 6,000 円でございます。

これにつきましては、歳出の保険給付費の増加が見込まれるということでそれに伴う増でございます。

続きまして、款の 3、国庫支出金、項の 2、国庫補助金、目の 2、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業分）が補正額が 552 万 4,000 円の減。

次の目の 3、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外分）が補正額が 29 万 3,000 円の減ということで、合計のマイナスの 581 万 7,000 円でございますが、これにつきましては、歳出の地域支援事業の減額が見込まれるということでそれに伴う減でございます。

続きまして、款の 4、支払基金交付金、項の 1、支払基金交付金、目の 1、介護給付費交付金でございますが、補正額が 780 万 8,000 円ということで、これにつきましても保険給付費の増加が見込まれることに伴う増でございます。

次の目の 2、地域支援事業支援交付金でございますが、618 万 6,000 円の減でございますが、これにつきましては地域支援事業の減少見込みに伴う減でございます。

続きまして、款の 5、県支出金、項の 1、県負担金、目の 1、介護給付費負担金でございますが、補正額が 354 万 6,000 円でございます。これにつきましては保険給付費等の増加見込みに伴う増でございます。

続きまして、款の 5、県支出金、項の 2、県補助金、目の 1、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合支援事業分）でございますが、補正額が 276 万 2,000 円の減。

次のページにわたりますが、6 ページでございますが、目の 2 で地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外分）の補正額が 14 万 6,000 円の減ということで合計の 290 万 8,000 円の減でございますが、これにつきましては地域支援事業費の減少が見込まれるということでそれに伴う減でございます。

続きまして、款の 7、繰入金、項の 1、一般会計繰入金、目の 1、介護給付費繰入金でございますが、補正額が 348 万 6,000 円でございます。これにつきましては、保険給付費等の増加見込みに伴う繰入金の増でございます。

続きまして、目の 2、その他一般会計繰入金、節で 1 の事務費繰入金でございますが 75 万 2,000 円の増額補正でございます。これにつきましては、歳出の電算システム改修等に伴う繰入金の増でございます。

続きまして、目の 3 と目の 4 でございますが、補正額が 276 万 2,000 円の減及び 14 万 6,000 円の減でございますが、この二つにつきましては、地域支援事業費の減少見込みに伴う繰入れの減でございます。

続きまして、款の 8、繰越金でございますが、補正額が 255 万 5,000 円でございます。これにつきましては、財源調整のための予算化でございます。ちなみに補正後の予算化可能繰越金は 4,424 万 1,000 円でございます。

最後に款の 9、諸収入、目の 1、雑入でございますが、2,000 円の減でございます。これにつきましては、雇用保険負担金ということで、負担率の変更に伴う分でございます。

続きまして、次のページ 7 ページでございますが、歳出でございます。まず款の 1、総務費、項の 1、総務管理費、目の 1、一般管理費でございますが、節までいきまして、13 節の委託料ということで 75 万 6,000 円の増額補正でございますが、これにつきましては介護保険制度改正システム改修委託料ということで、これにつきましては平成 30 年 4 月に制度の一部が改正されることになっておりますので、これに対応するための電算システムの改修費

用でございます。

続きまして、款の 1、総務費、項の 3、介護認定審査会費、目の 1、認定調査費等ということで、節の 4、共済費でございますが 6,000 円の減でございます。これにつきましては雇用保険料の減ということで、保険料率の変更に伴う分でございます。

続きまして、款の 2、保険給付費、項の 1、介護サービス等諸費から次の次の段の項の 2、介護予防サービス等諸費、項の 3、高額介護サービス等費、項の 4、高額医療合算介護サービス等費までにつきましては、決算見込みに伴う予算の増額でございます。

次の 8 ページの方をお願いいたします。款の 3、地域支援事業費、項の 1、介護予防生活支援サービス事業費でございますが、目の 1 及び目の 2 につきましては、それぞれ補正額が 2,029 万 7,000 円の減、198 万 9,000 円の減となっておりますが、これにつきましても決算見込みに伴う減でございます。

次に、款の 3、地域支援事業費、項の 2、一般介護予防事業費、目の 1、一般介護予防事業費ということで、需用費が補正額はゼロとなっておりますが、これにつきましては燃料費を 2 万 6,000 円にいたしまして、ストーブの燃料代といたしまして補正をお願いするところでございます。

次の段の節の 13、委託料でございますが 19 万 3,000 円の増額補正でございます。

筋力アップ事業対象者送迎委託料ということで、今回、送迎車の送迎に伴いまして、運転手あるいは車を 1 名体制から 2 名体制にするということで、それに伴う増額補正でございます。

最後に、款の 3、地域支援事業費、項の 3、包括的支援事業・任意事業費、目の 2、任意事業費でございますが、まず節の 14 につきましては 20 万円の減、扶助費につきましては 50 万円の減となっておりますが、これにつきましては事業名でリフレッシュ事業でございますが、これを予定しておりましたが、伴いまして参加者を募集したところでございますが、最小最高人員と予定しておりました 10 名に達しませんでした。このために今回、事業を中止することになりまして、その不用額を減額するところでございます。

あと 9 ページからは給与費等の分になります。

以上で、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（村山 昇君） 以上で、日程第 5、議案第 26 号から日程第 14、議案第 35 号までの説明が終わりました。

以上の議案については、12 月 11 日に審議・採決を行います。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。お疲れさんでした。

(午前 11 時 38 分散会)